

津山を楽しむ 3rd place



INN-SECT

Guest Directory

Service Information

User Guide

Accommodation Contract

Evacuation Route

〒708-0024 岡山県津山市二階町29

☎ 0868-32-8421 (代)

WEB inn-sect.com

Mail info@inn-sect.com

利用規則

宿泊約款第10条に基づき、お客様が当館に滞在中に快適にかつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条により、客室及び当施設内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかつた結果生じた事故については、当館では責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 客室を許可なく宿泊以外の目的に使用しないでください。
- (2) 館内で火気を発するおそれのあるものを使用しないでください。ただし、当館がお客様にご利用いただくために設置しているものはこの限りではありません。
- (3) 当館は敷地内全面禁煙となっております。ご了承ください。
- (4) 館内および客室内で高声、放歌または喧騒な行為等で、他のお客様に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりしないでください。
- (5) 館内に次のようなものを持ち込まないでください。
 - (イ) 動物、鳥類などその他のペット類一般(但し、介助犬を除きます。)
 - (ロ) 悪臭・異臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多数量な物品
- (二) 火薬・揮発油など、発火または引火しやすいもの
- (ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類または薬物等の物品
- (ヘ) その他、他のお客様の安全性または快適性を脅かす物件と認められるもの
- (6) 館内で公序良俗に反するような行為をしないでください。
- (7) 宿泊者以外の第三者を客室内に招かないでください。
- (8) 館内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないでください。また、当館の許可なしに宿の外へ持ち出したり、館内のほかの場所に移動しないでください。
- (9) 建築物や館内の諸設備に物を取り付けたり、現状を変更するようなことはしないでください。
- (10) 当館の敷地内では、当館の許可なしに他のお客様に対して広告物の配布、物品の販売、寄付や署名の募集等の行為を行わないでください。
- (11) 廊下やロビー等に靴やその他の所持品を放置しないでください。
- (12) 客室内での飲食はご遠慮ください。1階にラウンジがございますので、こちらをご利用ください。
- (13) ご宿泊日数を変更される場合は、あらかじめご連絡ください。
- (14) タクシー代、お荷物送料等の立替えはお断りさせていただきます。
- (15) 泥酔者は当館のシャワー室のご利用をお断りいたします。
- (16) 敷地内の営業施設以外の場所に許可なく立入ったり、立入りを強要しないでください。
- (17) 貴重品や高価な物品は、必ず身につけてお出かけください。
- (18) 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
- (19) お忘れ物、遺失物の処理は法令にもとづいてお取扱いさせていただきます。
- (20) 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- (21) 当施設・敷地内で撮影された写真等を営業上の目的で公になさることは、法的処置の対象となることがありますのでご注意ください。

宿泊約款

適用範囲

第1条

- 当ゲストハウスが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ゲストハウスが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

- 当ゲストハウスに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ゲストハウスに申し出でていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - その他当ゲストハウスが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ゲストハウスは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

- 宿泊契約は、当ゲストハウスが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ゲストハウスが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ゲストハウスが定める申込金を、当ゲストハウスが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ゲストハウスが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ゲストハウスがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ゲストハウスは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ゲストハウスが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊約款

宿泊契約締結の拒否

第5条

1. 当ゲストハウスは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 都道府県条例第条(第号)の規定する場合に該当するとき。

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当ゲストハウスに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ゲストハウスは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ゲストハウスが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ゲストハウスが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ゲストハウスが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ゲストハウスは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ゲストハウスの契約解除権

第7条

1. 当ゲストハウスは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県条例第条(第号)の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ゲストハウスが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

宿泊約款

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ゲストハウスのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ゲストハウスが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条

宿泊客が当ゲストハウスの客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

利用規則の遵守

第10条

宿泊客は、当ゲストハウス内においては、当ゲストハウスが定めてゲストハウス内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条

1. 当ゲストハウスの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
 - (1) 1F カフェ・レセプション 9:00～22:00
 - (2) 2F ゲストハウス チェックイン／16:00～22:00
チェックアウト／11:00まで
 - (3) 3F シェアオフィス 24時間利用可能。(※会員のみ)
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ゲストハウスが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ゲストハウスが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ゲストハウスが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ゲストハウスの責任

第13条

1. 当ゲストハウスは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ゲストハウスの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ゲストハウスは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

宿泊約款

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条

- 当ゲストハウスは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当ゲストハウスは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ゲストハウスの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ゲストハウスは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ゲストハウスがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ゲストハウスは万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ゲストハウスに到着した場合は、その到着前に当ゲストハウスが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ゲストハウスに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ゲストハウスは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ゲストハウスの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第17条

宿泊客が当ゲストハウスの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ゲストハウスは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ゲストハウスの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条

宿泊客の故意又は過失により当ゲストハウスが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ゲストハウスに対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

■別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊料金	① 室料
追加料金	② その他利用料金
税金	③ 消費税

備考:税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

■別表第2

違約金(第6条第2項関係)

一般客

7日前 キャンセル	宿泊料金の30%
3日前 キャンセル	宿泊料金の50%
前日 キャンセル	宿泊料金の80%
当日、連絡なしのキャンセル	宿泊料金の100%

団体客(4名以上)、長期宿泊客(7日以上)

7日前 キャンセル	合計宿泊料金の50%
当日、連絡なしのキャンセル	合計宿泊料金の100%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。



Wi-Fi

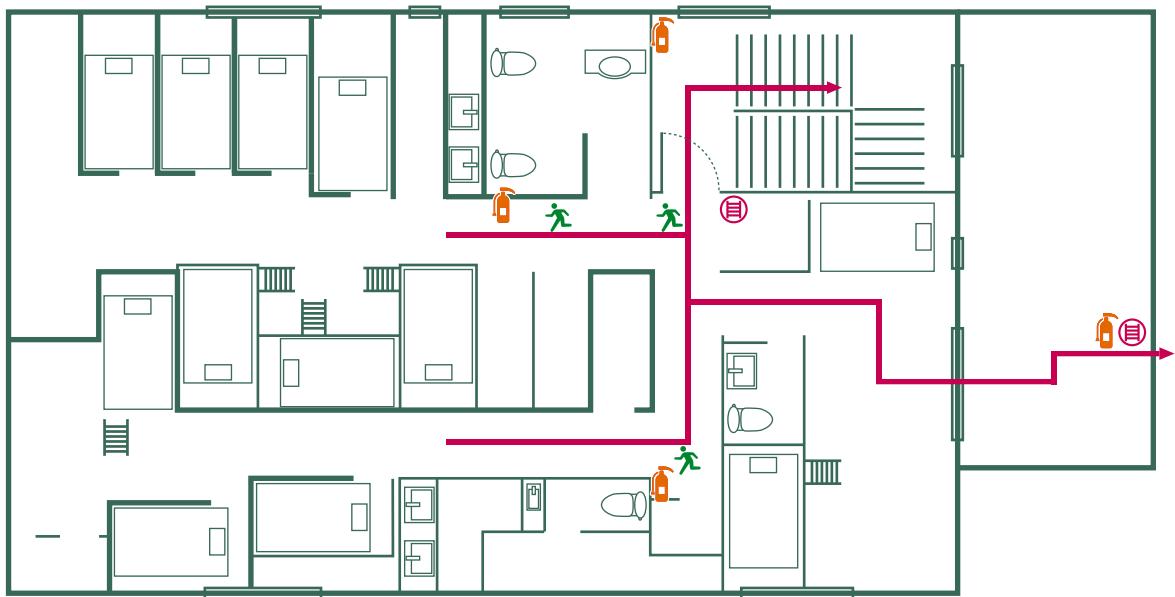
客室のWi-Fi情報は以下です。



SSID:INN-SECT-FREE

PASS:0868328421

避難経路図



-  避難器具 Fire Escape
-  消火器 Fire Extinguisher
-  ← 避難経路 Escape Route
-  非常口 Exit